

第5章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国（国土交通省）は、県道又は町道について、県又は町から要請があり、かつ県等又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、町が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、か

つ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は町長から要請があり、かつ当該県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

第4項 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

県は、県及び町の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。

第5項 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 災害復旧計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧、被災産業の復興あるいは民生安定のための諸対策等復旧に関する計画は、次によるものとする。

2 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害の調査及び報告は、県計画第4章第2節「公共施設災害復旧事業」の定めるところによる。なお、被害状況調査の実施者等は、第3章第4節第2項「災害情報収集等の計画」の定めるところによる。

3 住宅復興に関する計画

被災者の住宅対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによる。

4 公共施設の復旧計画

被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を策定する。

第3節 公共施設災害復旧事業

1 計画の方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
 - ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 計画の方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (4) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (7) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (7) 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- (4) 都市災害復旧事業国庫補助
- (7) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (7) 公共土木施設災害復旧事業
- (4) 公共土木施設災害関連事業
- (7) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (オ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防施設事業

- (ヌ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - (セ) 湛水排除事業
 - イ 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 暴力団の排除活動
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第5節 被災者の生活確保

1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 実施内容

(1) 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容に関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供する。

(2) 個人被災者への資金援助等

ア 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障がい見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

イ 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ リ災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査やリ災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にリ災証明を交付する。リ災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくリ災証明書を交付する。そのため、速やかに、リ災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、周知するものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町民税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

(4) 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(5) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

(6) 原子力災害対策

ア 各種制限措置の解除

(7) 核燃料物質の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

(4) 県外原子力災害に係る各種制限措置の解除

町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除する。

第6節 被災中小企業の振興

1 計画の方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 自立の支援

町、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 各種対策

ア 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ 貸付事務等の簡易迅速化

カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ 租税の徴収猶予及び減免

ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農林漁業関係者への融資

1 計画の方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

町、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金